



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 16

January 2016

経営トピック⑦

IFRSによるIPOのポイント

kpmg.com/jp



IFRSによるIPOのポイント

有限責任 あずさ監査法人

アカウンティングアドバイザーサービス

パートナー 杉山 勝

2015年度のIPO社数は、6年連続の増加を見せ、92社となりました。今年度、IFRSを任意適用してIPOした会社は2社であり、昨年の2社を足して合計4社のIPO事例となっています。2013年6月に、IFRS適用要件が緩和され、①上場企業要件の削除、②国際的な財務活動・事業活動要件が削除されました。これにより、IPO準備会社、再上場準備会社についても、IFRSを任意適用した上場スキームが可能となりました。IFRSを任意適用することは、世界中の人が共通で使える、高品質で単一の会計の物差し（会計基準の世界標準）で連結財務諸表を作成することです。もちろん、グローバルオファリングや海外投資家の投資を容易にするメリットもあります。一方、IFRSを任意適用することは、2つの会計基準を並行して適用することとなり、取引所審査への準備も大変になります。

今回は、取引所で行われる実質審査のポイント、IFRS導入プロセスについて考察するとともに、開示の特徴についてもご紹介したいと思います。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



杉山 勝
すぎやま まさる

【ポイント】

- － IFRSによるIPO審査の場合、IFRS導入の経緯・理由の確認、IFRSベースでの中期計画・単年度予算の作成、IFRSベースでの予算統制・月次決算の在り方、のれん関連の審査が追加される。
- － IFRSを任意適用することは、連結財務諸表はIFRSが適用される一方、単体財務諸表は日本基準が適用される。2つの会計基準を並行して適用する場合の会計プロセスをどのように確立するか、子会社のIFRS対応、決算工数増加に伴う決算早期化等がIPO準備の課題となる。
- － IFRSによるディスクロージャー体制が一旦確立すると、それ以降の決算については、通常IFRSへのコンバージョン作業がプラスされるに留まるため、日本基準によるIPO準備と大差はない。しかし、自社だけでは、IFRS導入準備作業は長期化することも予想されるため、外部のコンサルタント等の協力を受け、IPO準備の負担を軽減化させることも検討する必要がある。

I. はじめに

1. IFRS 任意適用による IPO

(1) IFRSを任意適応すること

日本では、IFRSを強制適用していませんが、IFRSを任意適用することは容認されています。IFRSの任意適用とは、決算開示書類をIFRSに基づいて作成して報告・提出することを意味します。連結財務諸表はIFRSが適用される一方、単体財務諸表は日本基準が適用されるため、2つの会計基準を並行して適用

することとなります。

したがって、決算開示書類のみならず、利益計画、予算統制等も2つの会計基準により実施することとなります(図表1参照)。

(2) 経緯

2013年6月に、IFRS適用要件が緩和され、①上場企業要件の削除、②国際的な財務活動・事業活動要件が削除されました。これにより、IPO準備会社、再上場準備会社についても、IFRSを任意適用した上場スキームが可能となりました(図表2参照)。

【図表1 IFRS任意適用範囲】

種類	有価証券報告書	
	個別財務諸表	連結財務諸表
有価証券報告書提出会社 (上場準備企業も含む)	日本基準	①日本基準 ②米国会計基準(※1) ③IFRS ④JMIS(※2) } 選択可能
上記以外の企業	日本基準	日本基準

連結財務諸表のみIFRSを任意適用できる
 (あくまで、単体財務諸表は日本基準で作成する必要あり)

※1 原則、SEC登録(≒アメリカでの上場)が必要

※2 いわゆる日本版IFRSである。2つの項目(のれんの償却とリサイクリング)の修正を除き、IFRSと同じ基準である。

【図表2 IFRS任意適用要件の緩和】

■ 2013年10月28日に、IFRS任意適用緩和に関する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等を公布・施行。

従前の任意適用要件		公表	
上場企業要件 IFRS連結F/S作成のための取組・体制要件	以下いずれも満たす ● <u>上場企業</u> ● 有価証券報告書において、「連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み」にかかる記載を行っていること ● IFRS ^{*1} の十分な知識を有する役員または使用人を置いており、IFRS ^{*1} に基づき、連結F/Sを作成できる体制を整備していること	以下いずれも満たす <<削除>> ● 有価証券報告書において、「連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み」にかかる記載を行っていること ● IFRS ^{*1} の十分な知識を有する役員または使用人を置いており、IFRS ^{*1} に基づき、連結F/Sを作成できる体制を整備していること	IPOを行う企業 IFRS適用可能性の促進
国際的な財務活動・事業活動要件	以下のいずれかを満たす ● <u>外国の法令に基づきIFRS開示書類を作成・開示</u> ● <u>外国の金融証券取引所規則に基づきIFRS開示書類を作成・開示</u> ● <u>資本金20億円以上の外国子会社の存在</u>	<<削除>>	国際事業未展開企業 IFRS適用可能性の促進
IFRS適用時期	年度末又は第1四半期のみ	年度末及び各四半期で可能	任意適用時期の柔軟化

*1 内閣府令上は、指定国際会計基準となっている

Ⅱ. IPO 審査への影響

1. IFRS 導入の経緯、理由の確認

東証の実質審査では、上場会社として必要とされる5つの適用要件への適合状況に対して上場判断がなされますが、IFRSを任意適用させた場合でも、これらの適用要件に大きな変更点はありません。

IFRSの任意適用に関して、「実態に即した会計基準を採用し、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること」、「企業内容の開示に係る書類が法令等に準じて作成されているか、かつ、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項や主要な事業活動の前提となる事項について適切に記載されていること」について確認されます。その審査の過程で、IFRS導入の経緯、任意適用した理由について質問・確認されます。

申請会社は、企業グループにとって、IFRS導入のメリットを説明するものと思われます。

2. IFRSベースでの予算統制

予算統制に関して、「予算の策定が組織的に、かつ合理的に行われているか」について確認されます。この場合の予算は、「中期事業計画、年度予算、四半期、月次の単位でどのようなプロセスで作成されているか」、「上場後の公表する情報として有用なものか」について検討されます。連結財務諸表、四半期連結財務諸表がIFRSで作成される場合、当然予算もIFRSで作成することが要請されます。

ポイントは、いつの時点からIFRSベースの予算を作成するかです。予算策定の信頼性を最も重視する期間は、申請期です。ただし、信頼性の確認には、策定根拠の妥当性のみならず、過去の予算と実績の乖離度合いも検討されます。過去の予算乖離の検討では、直前期のみならず、直前々期からのIFRSベースの予算作成と運用が望まれます。

さらに、予算管理の審査では、「予算と実績の差異に関する分析及び予算達成のためのアクションが適切にとられているか（経営判断を含む）」、「予算統制スケジュールが適時開示上に支障がないか」、また「その後の事業活動や予算作成に反映されているか」について検討することになります。

申請会社単体では、日本基準での予算と実績の差異分析を行い、企業グループではIFRS基準で予算と実績の差異分析を行うため、両者の相関性が重要視されます。IFRS導入プロセスにおいて、申請会社単体の会計制度と企業グループの会計制度の差異をできるだけ排除することが望まれます。

また、申請期では、月次での予算と実績の差異分析が求めら

れます。タイムリーなIFRSベースの月次決算体制の確立と有効な分析の運用状況が要請されます。取引所審査の前で行われる主幹事証券審査もありますので、直前期からIFRSベースの月次決算体制の導入と、予算と実績の差異分析の実施が必要となります。

3. のれん関連の確認事項

IFRSの会計処理のうち日本基準と大きく異なる処理として、「のれん」の償却処理があります。日本基準の「のれん」償却に関する会計処理は、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却する一方で、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかを判定します。IFRSの「のれん」償却に関する会計処理では、償却は行わず、減損の兆候の有無にかかわらず、最低毎期1回減損テストを行います。

日本基準とIFRSで「のれん」の償却方法が大きく異なるため、「のれん」償却の金額が多額となる場合、利益に与えるインパクトが大きくなります。

2015年12月末現在までに、IFRSを任意適用して上場した会社は4社あり、上場直前期の総資産に占める「のれん」の金額および割合は、以下のとおりとなっています。

(単位：億円、%)

	貸借対照表金額	総資産に占める割合
A社	1,463億円	47%
B社	292億円	58%
C社	970億円	72%
D社	239億円	26%

「のれん」の審査では、開示の適正性、利益に与えるインパクト等を検討するために以下の事項が特に確認されます。

- のれんの発生の経緯（どこの時点、どこの会社で発生しているか等）
- 減損テストの具体的方法の確認
- のれん関連の開示（リスク情報、注記等）

Ⅲ. IPOにおけるIFRS導入プロセス

1. IPO準備の各種タスク

内部管理体制の審査では、原則として直前々期までに整備が完了し、直前期の1年間は運用状況が確認されます。

図表3のスケジュール表では、直前期の中間時点で主幹事証券会社の審査（中間審査）が開始されることを想定しています。中間審査では、取引所申請にあたり審査上の問題点を洗い出す目的で行われます。一般的なIPO準備では、中間審査開始前までに会計制度を整備する必要があります（整備されていないと中間審査は開催されません）。

この場合の会計制度には、IFRSを理解している経理人員の確保、経理規程・マニュアル等の整備、内部統制報告制度（図表3のJ-SOX）での3点セット・文書化の準備、およびIFRS関連では導入フェーズまで整備することが求められます。

2. IFRS導入

IFRS導入の各フェーズに必要なタスクは以下の3つです（図表4参照）。

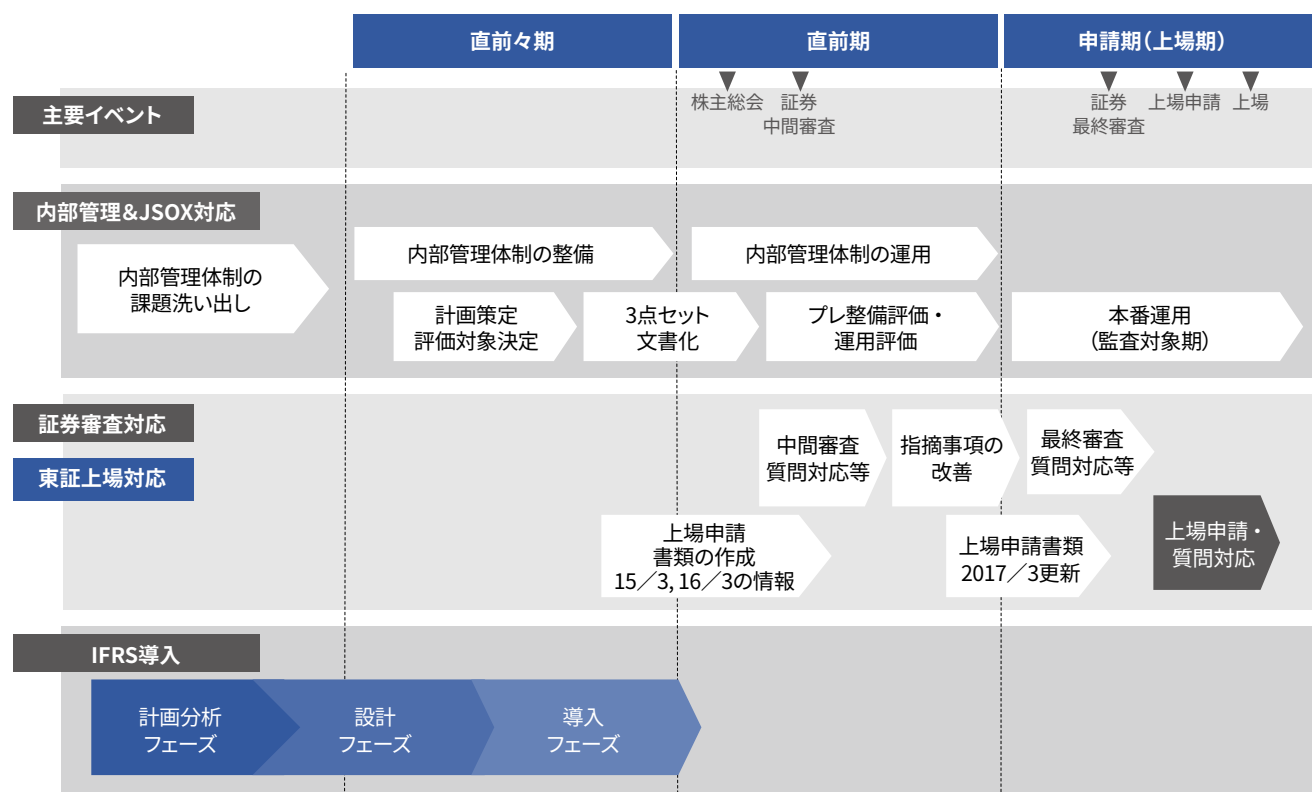
（1）分析フェーズ

- 主な会計基準差異の把握、論点整理
- システムへの影響概要把握
- 業務プロセス論点整理
- 主要子会社分析

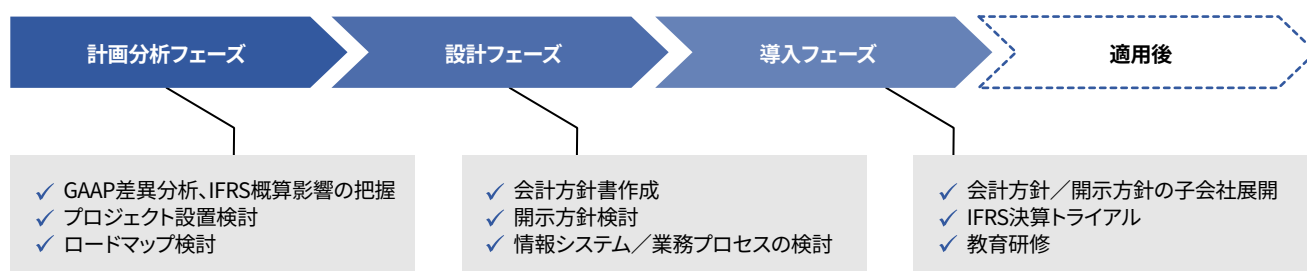
（2）設計フェーズ

- 個々の会計論点検討

【図表3 IFRS導入プロセス概要スケジュール】



【図表4 IFRS導入プロセスプロジェクト期間／タスク概要】



- 会計方針書作成
- 改正論点の検討
- プロジェクト管理
- 業務プロセス改善検討
- 監査人との協議
- 影響額の算定 (トライアル)

(3) 導入フェーズ

- 繰越論点の検討
- 改正論点の検討
- 運用体制構築
- IFRS 財務諸表モデル化
- 会計方針・規程・マニュアル等整備
- 業務プロセス変更・構築
- 情報システム導入・変更
- 子会社業務フロー設計、運用

3. 決算の早期化

連結財務諸表をIFRSで作成する場合、大きく区分して2つの方法があります(図表5参照)。

①の方法は、日々の取引をIFRSで仕訳入力してIFRSベースの帳簿を作成する方法です。この場合、個別財務諸表は日本基準で作成するため、2つの会計基準の帳簿を並行して作成する

こととなります。②の方法は、日々の取引を日本基準で仕訳入力して帳簿を作成する方法です。日本基準とIFRSの差異部分について調整仕訳を入れ、IFRSベースの連結財務諸表を作成する方法です。いずれの方法を採用してもIFRS基準での必要な仕訳を作成する必要があります。

タイムリーディスクロージャーは、IPO審査の重要なポイントとなります。決算短信・四半期決算短信レベルの開示事項に関しては、遅くとも45日以内のできるだけ早期の開示を要請しています。IFRSでの決算早期化のポイントは、子会社(特に海外の子会社)を含めた調整仕訳の把握体制を確立させることです。調整仕訳は、日本基準とIFRSとの差異に対する仕訳ですので、できるだけ日本基準の会計方針・会計基準とIFRSの会計方針・会計基準に相違がない方法等を採用することが、決算工数の減少に繋がります。また、子会社に対する決算早期化の訓練も非常に重要となります。

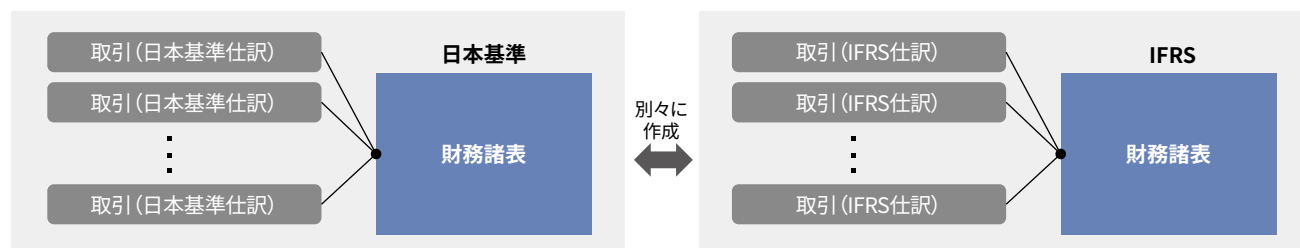
決算早期化を達成させるためには、設計フェーズおよび分析フェーズでの対応が、決算早期化のキーとなります。そのためにも、外部のコンサルタント等の利用もご検討ください。

上場直前の準備として、最近の連結四半期財務諸表を作成する必要があります。信頼性が確認された連結財務諸表を45日開示ルール内で作成する必要がありますので、IPO準備のなかでこの作業のスケジュール化が最も難しく、気をを使う必要があります。万が一、財務数値のミスが存在した場合、訂正目論見書を提出する必要がある場合は、上場スケジュールを変更せざるを得ない可能性もあります。また、目論見書の印刷期間も45日開示

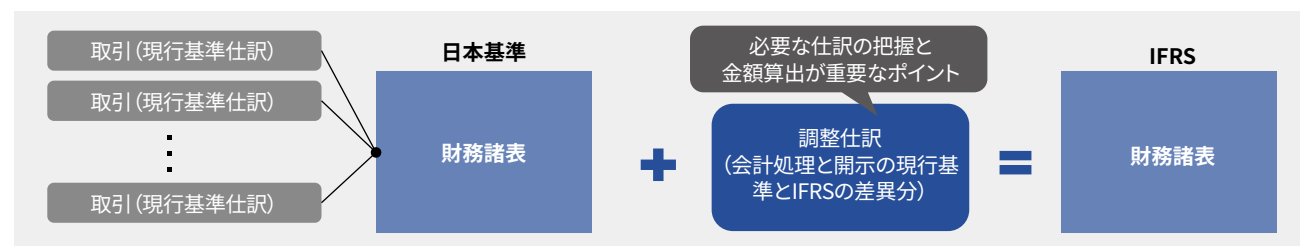
【図表5 IFRSの連結財務諸表の作成方法】

■ 連結財務諸表をIFRSで作成する方法は、大きく区分して2つの方法がある。

① 日々の取引をIFRSで仕訳入力 (IFRSの帳簿を作成) し、IFRS財務諸表を作成する方法



② 日々の取引を日本基準で仕訳入力 (日本基準の帳簿を作成) し、その帳簿をベースにIFRSとの調整仕訳を加えて、IFRS財務諸表を作成する方法



日数に含めてスケジュールしなければならないため、通常よりも1週間くらい早くIFRSベースの四半期連結財務諸表を作成する必要があります。

特にグローバルオフリングが伴いますとスケジュールがさらにタイトになります。海外の機関投資家向けの資料も作成する工数が追加されますので、さらに1週間くらい早く作成する必要があります。すなわち、通常の四半期決算よりも2週間早くスケジュールを立てる必要があります。申請会社、監査人、証券会社、弁護士等の作業工程の配分には十分留意して上場スケジュールを組み立ててください。当然、子会社決算も2週間くらい早く締める必要があります。

IV. おわりに

IFRSは、世界中の人が共通で使える、高品質で単一の会計の物差し(会計基準の世界標準)です。この世界標準を利用して上場することは、海外の機関投資家の利便性を向上させ、また、海外企業との比較可能性を向上させるものです。

現在、4社のみがIFRSを任意適用して上場していますが、今後もIFRSを使ったIPO達成会社が増えることを期待します。証券市場の成長・発展、ひいては日本経済の活性化のためにも、IFRSがもつ①経営管理の強化、②比較可能性、③海外IRへの対応、④資金調達の多様性のメリットを享受するIPO会社の登場を願っております。

あずさ監査法人アカウンティングアドバイザリーサービス(AAS)としましては、最高のIFRSアドバイザリーを提供すべく、日々業務を推し進めてまいります。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
アカウンティングアドバイザリーサービス
パートナー 杉山 勝
TEL: 03-3548-5120 (代表番号)
masaru.sugiyama@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.